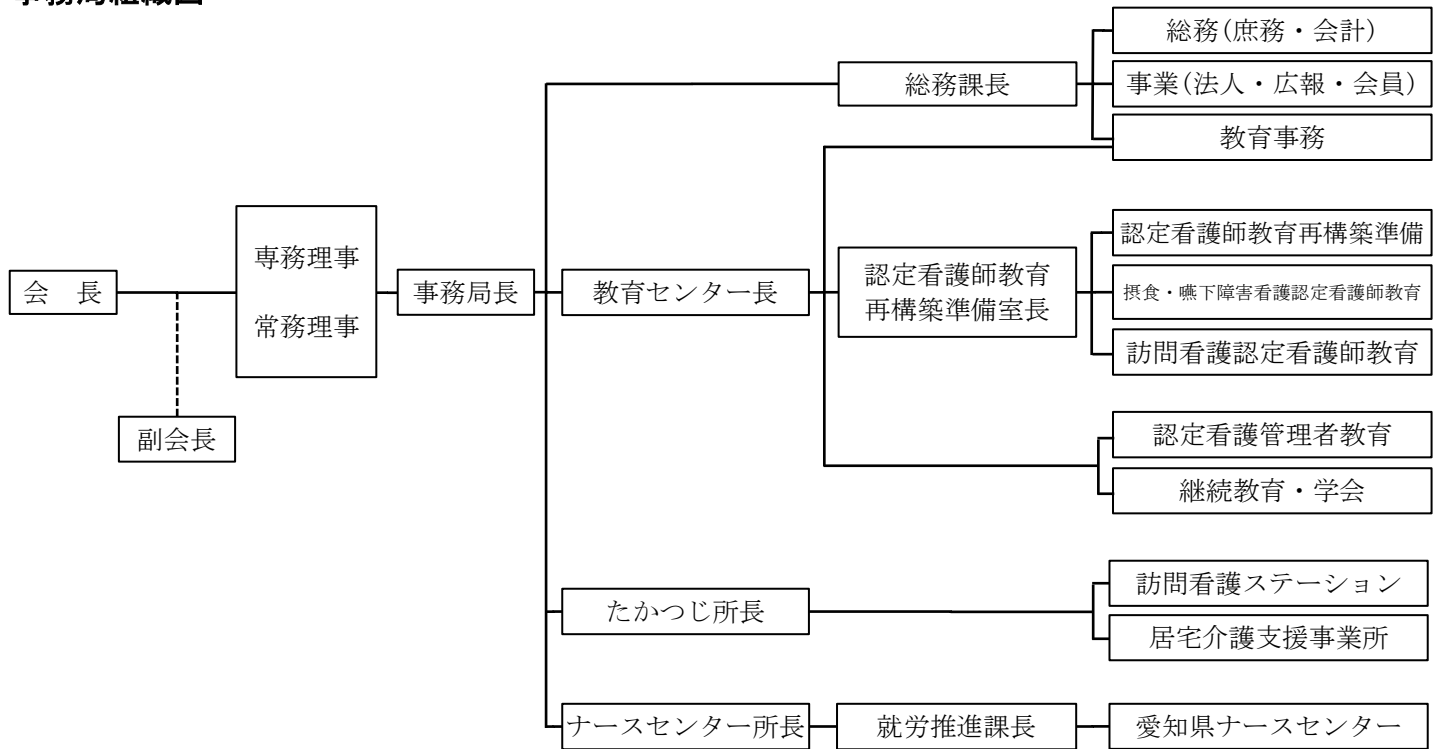


## 事務局組織図



## 意思決定機関

通常総会	<p>最高の意思決定機関</p> <p>定款で定められた総会の決議事項 (理事その他の役員に委託した事項は除く)</p>
構成	<p>正会員で構成 (出席数の過半数で成立)</p> <p>議長団: 2名を出席正会員より選出</p> <p>総会の運営は議長が行う</p>
理事会	<p>会務執行機関</p> <p>総会の決議事項及び定款による理事会委託事項の執行について決定</p>
構成	<p>理事24名総会で選出</p> <p>会長、副会長2名、専務理事、常務理事3名</p> <p>職能理事4名、理事2名、地区理事10名、准看理事1名、監事3名</p>
理事の職務	<p>会長: 会を代表し業務を総理</p> <p>副会長: 会長を補佐し、業務を執行する</p> <p>専務理事: 会長及び副会長を補佐し、業務を執行する</p> <p>常務理事: 本会の業務を分担執行する</p> <p>その他の理事: 理事会の決議に基づき、担当業務の執行</p>
監事	<p>理事の業務執行の監査機関 (3名 総会で選出)</p> <p>会の財産状況の監査</p> <p>理事会で事業の執行について意見を述べる事ができる</p>
常務理事会	<p>構成</p> <p>会長、副会長2名、専務理事、常務理事3名</p> <p>理事の職務</p> <p>理事会を円滑に遂行するための議案の検討</p> <p>円滑な事務局運営に必要な事項の検討</p> <p>事業執行報告: 常務担当理事</p>

## 委員会

職能委員会 4委員会	職能上の問題を審議し会長に助言する。職能集会1回 構成 職能委員長（各職能理事） 保健師職能委員会（保健師5名） 助産師職能委員会（助産師5名） 看護師職能委員会Ⅰ（病院領域）（看護師5名・准看護師1名） 看護師職能委員会Ⅱ（在宅領域）（看護師5名） 選任 委員は、各職能委員長が推薦し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
常任委員会 6委員会	担当事項に関する検討、調査、企画、運営等の事業実施 構成 教育委員会、広報委員会、労働環境改善委員会、 学会委員会、医療安全対策委員会、災害看護委員会 選任 委員は、各職能委員長が推薦し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。 ただし1名以上は理事とする。 委員長は理事会で任命する。
特別委員会 4委員会	会長が必要と認めるときは理事会の承認を経て設置（目的を達成したとき解散） 構成 1) 看護制度委員会 4) 研究倫理委員会 2) 地域包括ケア推進委員会 3) 看護研究助成委員会 選任 委員は、各職能から選出し理事1名以上を含み、理事会の承認を得て会長が委嘱する。 委員長は理事会で決定。
推薦委員会	役員及び推薦委員の改選に際し、その候補者の推薦に関する事項を所管する。 選任 推薦委員は9名をもって構成し、そのうち1名を委員長とする。 委員長は委員の互選による。
選挙管理委員会	役員等の選挙を行うため選挙管理委員会を置く。 選任 選出、任務等は理事会において別に定める。

## 地区支部

地区支部	地区組織により協会活動を推進する。 地区組織の運営は地区理事が行う。 地区理事は地区支部役員会を開催し、本会との協調を図る。 構成 名古屋東、名古屋西、名古屋南、名古屋北、 海部、尾張西部、尾張北部、尾張東部、知多半島、 西三河北部、西三河南部西、西三河南部東、東三河 選任 地区支部役員の選任は各地区支部から選出し、会長が委嘱する。
------	---